平成２３年（フ）第１２号
香川県善通寺市与北町2440番地　改良住宅
債務者　中村　孝美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２６９５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中220番地10シャトレ若杉107号
債務者　横尾　一男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目８番７号
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３号
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　44棟101号
債務者　原島　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５０号
福岡市早良区星の原団地32番316号
債務者　佐々田淑子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０３号
福岡市博多区東雲町２丁目３番34号
債務者　下川　彰一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１９号
福岡市博多区吉塚３丁目３番７―502号
債務者　川端　森男
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２３号
福岡市早良区原４丁目９番20号
債務者　有働　和代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３０号
福岡県太宰府市朱雀３丁目４番８号
債務者　菊武あけみ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５７号
福岡市早良区田村４丁目４番63―505号
債務者　柴田とし子（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７２号
福岡市中央区春吉３丁目13番31―202号
債務者　柳田　真澄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８２号
福岡市西区愛宕２丁目16番23号
債務者　木原　正勝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２２号
福岡市博多区吉塚５丁目１番５―402号
債務者　若松　善美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４２号
福岡市早良区星の原団地70番306号
債務者　森山　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５５号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵168番地13
債務者　磯部るみ子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８１号
福岡市南区井尻５丁目20番９号
債務者　田原　　健
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８２号
福岡市東区青葉６丁目35番40号
債務者　郷田真由美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９５号
福岡市東区箱崎３―11―20ダイナコート箱崎Ⅱ―502号、住民票上の住所佐賀県唐津市鎮西町塩鶴2324番地４
債務者　平田　直嗣
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部